

可児市市民公益活動センター 指定管理者公募要項

令和7年8月

可児市市民文化部 地域協働課

目 次

1	対象施設	1
2	開館時間及び休館日	1
3	指定管理者が行う業務	1
4	指定期間	2
5	申請資格	2
6	公募要項の配付	3
7	現地説明会	3
8	資料の閲覧	3
9	質問事項の受付	4
10	申請の手続き	4
11	指定管理者候補団体の選定	5
12	選定基準	6
13	管理に係る指定管理料	7
14	指定管理者の指定及び協定の締結	8
15	業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置	8
16	その他（留意事項）	9
17	添付資料	9
18	問い合わせ先	9

可児市市民公益活動センター指定管理者公募要項

可児市では、可児市市民公益活動センター（以下「センター」といいます。）について、可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例（平成17年可児市条例第75号）第4条に基づき、令和8年4月1日からのセンターの管理運営及び事業の実施を行う指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の管理を行う法人その他の団体をいいます。以下同じ）を公募します。

指定管理者制度については、この要項に定めるもののほか、次の規定を参照してください。なお、指定管理期間中にこれらの法令に改正があった場合は、改正された内容を参照してください。

- 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」といいます。）
- 可児市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年可児市条例第7号。以下「手続条例」といいます。）
- 可児市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年可児市規則第25号）
- 可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例
- 可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成14年可児市規則第28号）
- 可児市行政手続条例（平成9年可児市条例第18号）
- 可児市情報公開条例（平成11年可児市条例第22号。以下「情報公開条例」といいます。）
- 可児市情報公開条例施行規則（平成12年可児市規則第1号）
- 個人情報の保護に関する法律（平成15年法第57号）
- 可児市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年可児市規則第7号）
- その他、管理運営に適用される法令

1 対象施設

1 名称

可児市市民公益活動センター

2 設置目的

市民が自主的に行う社会に貢献する活動で、営利を目的としないもの（以下「市民公益活動」という。）を支援するとともに、市民公益活動をする者の交流の場とする。

3 所在地

可児市広見一丁目5番地（可児市総合会館2階）

4 施設概要

- (1) 構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造5階建
- (2) 延床面積 112㎡
- (3) 施設内容 事務室、図書コーナー、作業コーナー、会議室
- (4) 利用実績 利用人数 令和5年度 2,031人 令和6年度 2,028人

5 その他

センターが入居している建物（可児市総合会館）は、可児市の所有物件です。

2 開館時間及び休館日

1 開館時間

午前9時から午後5時まで（ただし、事前の申込みがある場合には、午前8時30分から午前9時及び午後5時から午後9時30分までの間において、開館することとします。）

2 休館日

- (1) 火曜日
- (2) 毎月第1水曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（その日が日曜日に当たる場合を除く。）
- (4) 12月28日から翌年の1月4日まで

ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て変更することができ
ます。

3 指定管理者が行う業務

1 センターの管理運営業務

- (1) 日常管理運営
- (2) センター情報誌の編集及び発行
- (3) 市民公益活動関係の図書購入

2 市民公益活動への支援業務

- (1) 市民公益活動の情報発信及びマッチング
 - (2) 相談窓口の開設
 - 3 市民公益活動の普及啓発及び交流促進業務
 - (1) 講座の開催交流会の開催
 - (2) 講演会の開催
 - (3) イベントへの出展参加
 - (4) 交流会の開催
 - 4 可児市まちづくり活動助成金に関する業務
 - (1) 広報及び受付事務
 - (2) 企画発表会等の開催
 - (3) 助成団体の活動のサポート
 - (4) 活動報告会の開催
 - 5 可児市内自治会員の支援及び交流促進業務
 - (1) 交流会の開催
 - 6 その他必要な管理業務
- ※ 指定管理者が行う業務の詳細については、別冊「可児市市民公益活動センター指定管理者仕様書」を参照してください。

4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

ただし、管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

5 申請資格

1 申請者の条件

申請者は次のすべての要件に該当することが必要です。

- (1) 岐阜県内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人であること
- (2) センターの管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有していること
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく各種提出書類を適法に所轄庁に提出していること。

2 申請者の制限

次に該当する団体は、申請者となることができません。

- (1) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含みます。）及び180条の5第6項の規定に抵触することとなる場合の法人その他の団体

- (2) 施行令第167条の4の規定に該当する団体
- (3) 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している場合
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団それらの利益となる活動を行う団体等の場合
- (5) 特定非営利活動促進法に基づく解散手続きを行っている団体

6 公募要項の配付

1 配付場所

可児市役所 市民文化部 地域協働課

2 配付期間

8月4日（月）から。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

3 配布時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4 配付方法

上記配付場所にて直接配付します。直接窓口に来所することが難しい場合は、可児市公式ホームページからダウンロードしてください。

7 現地説明会

現場の状況や事業概要等について現地説明会を8月18日（月）に開催します。参加を希望する団体は、8月12日（火）までに地域協働課にご連絡ください。参加人数は、1団体2名までとします。なお、本説明会に参加しなくても、指定管理者の指定申請はできます。

8 資料の閲覧

1 閲覧資料

令和3年度から令和6年度までのセンター事業報告書

2 閲覧期間

8月4日（月）から。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

3 閲覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4 閲覧場所

可児市役所 市民文化部 地域協働課

5 留意事項

- (1) 閲覧を希望する場合は、あらかじめ地域協働課へ連絡し、予約の上閲覧してください。

- (2) 資料の持ち出しは禁止します。なお、閲覧場所内における筆記、複写は可とします。
- (3) 本資料の中には、設計当初の内容のものもあり、変更されている箇所があることに留意の上閲覧してください。
- (4) 個人情報に記載された資料等は除きます。

9 質問事項の受付

1 提出期限

8月21日（木） 午後5時15分まで

2 提出方法

質問書（様式第7号）に記入のうえ、窓口へ持参、ファクス、電子メールのいずれかで送付してください。口頭による質問は受け付けません。

3 回答方法

すべての質問内容及びその回答を8月29日（金）までに可児市公式ホームページで公開します。

10 申請の手続き

1 提出書類

- (1) 公の施設の指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 可児市市民公益活動センター指定管理者事業計画書（様式第2号。以下「事業計画書」といいます。）
- (3) 可児市市民公益活動センターの管理に関する業務の収支予算書（様式第3号。以下「収支予算書」といいます。）
- (4) 自主事業計画書（様式第4号）
- (5) 自主事業 事業別計画書（様式第5号）
- (6) 申請者の定款
- (7) 申請者の登記簿謄本
- (8) 申請者の令和6年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- (9) 法人概要調書（様式第6号）及び設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの
- (10) 法人税納税証明書及び消費税納税証明書若しくは減免通知書の写し
- (11) 対象人件費等計算書（様式第8号）

2 提出部数

正本1部、副本8部を提出してください。なお、提出書類は、原則として日本工業規格

A 4判とし、ファイル等に綴じて提出してください。

3 提出期間

8月12日（火）から9月12日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

4 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 提出方法

直接地域協働課へ持参してください。郵送は不可とします。

6 申請及びプロポーザルに関する費用負担

申請及びプロポーザルの際に要する費用は、申請者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。

7 提案書の著作権及び公開

提案書の著作権は提案者に帰属します。ただし、情報公開条例の規定等により公開することがあります。

8 提案書の変更

可児市が一旦受理した提案書については、明らかな間違い、字句等の軽微な訂正を除き、内容変更は認めません。

II 指定管理者候補団体の選定

1 外部有識者による審査

外部有識者で組織する可児市指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」といいます。）が、本要項の選定基準に基づき審査を行います。審査にあたり、事業計画書及び収支予算書について説明していただく機会を設けます。実施時期は令和7年10月上旬を予定していますが、会場や実施方法などと合わせて、詳細については別途通知します。

2 選定結果の通知

選定結果は、10月下旬を目途に、申請者全員に通知します。

3 選定結果の公開

委員会の審査結果は、申請者の名称及び総合得点等を公開します。

4 その他の留意事項

- (1) 申請予定者及び申請者は、委員会委員及び関係市職員と本件提案についての接触（現地説明会、資料閲覧等正当な行為を除きます。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (2) ひとつの団体が、複数の提案をすることはできません。
- (3) 次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載があったとき

- イ 本要項に違反し、又は著しく逸脱したとき
 - ウ 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき
 - エ その他不正な行為があったとき
- (4) 企画提案書の内容を審査するにあたり、その審査点数が60点に満たないときは、指定管理者候補団体として採択されない場合があります。

12 選定基準

委員会において、提出いただいた書類及び説明いただいた事業計画及び収支予算書等について、総合点数方式での審査により採点の上、指定管理者を選定します。なお、手続条例第5条の規定に基づく具体的な評価項目は、下表のとおりとします。

審査項目	審査内容	配点
市民の平等利用及びサービスの向上が図られるものか	経営方針が施設の目的等との合致	10
	利用者の平等利用の確保	5
事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものか	事業内容の具体性、実現可能性、持続性	10
	事業内容の独創性、積極性	10
	設置目的と業務内容との適合性	5
	利用促進のための方策	5
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有しているか	団体の活動理念、活動目標	5
	団体の安定性及び信頼性（財務状況、資産、収支計画等）	10
	人員配置と職員の人材育成に関する考え方	10
	地域との連携について	10
	法人の市民公益活動事業に関する活動実績	5
施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているか	災害時、緊急時の対応等、利用者の安全のための方策	10
	個人情報保護及び情報公開の適正実施	5

13 管理に係る指定管理料

1 指定管理料の額

指定管理料は年間9,980千円（消費税及び地方消費税抜き）を限度とし、収支予算書等に記載された金額を参考にして、協定で定めることとしますが、指定管理に係る各年度の人件費（自主事業に係る経費を除く。以下同じ。）について、雇用形態別の賃金水準をはかる指標に一定以上の変動が見られた場合、2年目以降の人件費をスライドできる制度を導入しています。

人件費のうち対象となる部分を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の指定管理料に反映します（変動分がマイナスの場合も指定管理料に反映します。）。また、その際、初年度の人件費の増減1.0%分までの金額は、指定管理者の負担となります（以下この仕組みを「賃金スライド制度」という。）。

申請団体については、「対象人件費等計算書」に必要事項を記入の上、公の施設の指定管理者指定申請書に併せて提出してください。

また、指定管理者として指定された後、実際に賃金スライド制度に基づく増額を希望する場合は、別途申請書が必要となりますので御留意ください。

賃金スライド制度の詳細については、市ホームページの「指定管理者制度における賃金スライド制度について」を参照してください。

2 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年の3月31日）ごとに、指定管理者の請求に基づき、2回に分けて前払いします。支払いの時期、方法等は協定で定めます。

3 管理運営経費の算出に係る留意事項

管理運営経費の算出にあたっては、下記の事項に留意の上積算してください。なお、詳細は協定で定めることにします。

(1) 備品

ア 可児市が備え付ける備品は、指定管理者が本管理運営業務を遂行するために使用する場合は無償で使用するができます。

イ 経年劣化等による更新に係る費用は、指定管理者との協議により、必要に応じて市の負担で当該備品等を購入又は調達するものとします。

ウ 上記の備品以外の物品で、本管理運営業務を遂行するにあたり必要となるものは、調達に要する経費を管理運営経費として計上してください。指定管理料で購入した物品は指定管理者の帰属とします。ただし、備品台帳を整備し、購入又は調達した備品等の数量や使用場所、使用状況等を明らかにしておかなければならないものとします。

(2) 消耗品

ア 本管理運営業務において必要となる消耗品の購入、更新にかかる費用は、管理運

営経費として計上してください。

イ 単独事業の実施にあたり必要とする消耗品は、指定管理者が自主の財源をもって負担することとします。

(3) 賠償費用

ア 指定管理者は、施設管理者賠償責任保険に加入することとし、その保険料を管理運営経費として計上してください。

イ その他必要な保険の種類及び内容は市と協議するものとします。

14 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、可児市議会の議決が必要です。選定した候補者を指定管理者に指定する議案を議会に上程し、議決されれば、市長が当該候補者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

2 協定の締結

可児市と指定管理者は、指定管理者の行う業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、申請時に提出した事業計画書及び書類審査、面接審査の際の質疑応答などにおいて明確化した事項に基づいて協議の上、協定を締結します。協定は、指定期間を通しての基本的な管理事項を定める基本協定と、年度ごとに必要な事項を定める年度協定と両方を締結することとします。

15 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置

1 申請の辞退・選定結果通知後の辞退

申請者が申請を辞退するときは、必ず地域協働課に辞退届を提出してください。選定結果通知後に辞退することは、理由の如何に関わらず認められません。選定結果通知後に辞退した場合は、可児市が被った損害について、賠償請求をすることがあります。

2 指定の取消し

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者として指定された者（以下「指定管理者等」という。）が下記のいずれかに該当した場合には、指定管理者等の候補者としての決定又は指定管理者等の指定を取り消すこととします。取消しとなった場合は、第2位に決定した申請者が指定管理者の候補者として適当であることが認められれば、代わりに候補者に選定することとします（第2位の申請者について同様の事態が発生した場合は、第3位以降の申請者について順次同様に取り扱うこととします）。

(1) 可児市議会において指定にかかる議案が否決されたとき。

(2) 指定管理者等が解散したとき。

- (3) 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- (4) 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- (5) 正当な理由がないのに協定の締結に応じないとき。
- (6) 本要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。

16 その他

1 指定の取り消し

市長が管理業務等を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことができます。この場合、指定管理者の損害に対し市は賠償しません。また、取消しに伴う可児市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

2 事務等の引継ぎ

指定管理者として指定された後、指定期間前に、施設の責任者として就任する予定の者及び従事予定者に対して、一定期間センターにて研修並びに事務及び事業の引き継ぎを行います。なお、引継ぎに要した費用は、全て指定された者の負担とします。

17 添付資料

- 1 公の施設の指定管理者指定申請書（様式第1号）
- 2 可児市市民公益活動センター指定管理者事業計画書（様式第2号）
- 3 可児市市民公益活動センターの管理に関する業務の収支予算書（様式第3号）
- 4 自主事業計画書（様式第4号）
- 5 自主事業 事業別計画書（様式第5号）
- 6 法人概要調書（様式第6号）
- 7 質問書（様式第7号）
- 8 対象人件費等計算書（様式第8号）
- 9 可児市市民公益活動センター指定管理者仕様書
- 10 センター平面図

18 問い合わせ先

可児市役所 市民文化部 地域協働課

〒509-0292 可児市広見一丁目1番地

電 話 0574-62-1111（内線2101・2102）

F A X 0574-62-1376

メー ル kyodo@city.kani.lg.jp